

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

木津川市長 谷口 雄一

市町村名 (市町村コード)	木津川市 (262145)
地域名 (地域内農業集落名)	鹿背山 (鹿背山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 9 月 17 日 (第 5 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・ 当地域は、高齢化が進み、また農地も減少している。
- ・ 出荷している農家が少なく、特に特産物の柿の生産も担い手がなく、放置されている柿畑が増加している。
- ・ 農業で収益を上げ、チャレンジされる農家が少ない。
- ・ 鳥獣害被害も多い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

特産品である柿の出荷組合(鹿背山柿出荷組合)の組合員数を増やし、柿を中心とした農業を展開する。
認定新規農業者等の担い手の確保を進める。担い手の確保については、地域全体で移住者や地域外からの耕作者の受け入れや、市街地に近いことから体験農業による新たな担い手の掘り起こしを進める。(地域外からの耕作者の受け入れの際は、地域で統一的なルールづくりを目指す)
有害鳥獣の被害を受けやすい山間部においては防除柵を設置する。
耕作者が分散しているため、農作業の効率が悪いことから、分散している農地を集約し、作業の効率化・省力化を進める。
農道や用排水路についても維持管理の作業が軽減されるよう未整備な箇所については整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	47.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	8.4 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別途作成)

農業振興地域農用地区域の農用地及び利用権設定が行われている農地。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、現在の耕作者(専業農家、兼業農家、高齢の農業者等)の意向を尊重しながら、認定農業者や新規就農者を中心に進めるとともに、多様な担い手への農地集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地の貸し借りは農地中間管理機構の活用を促進し、認定農業者を含めた多様な担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約化を段階的に図っていく。将来的には担い手の効率的な営農につながる経営農地の集約化を目指す。

(3) 基盤整備事業への取組方針 基盤整備事業への取組み予定は現在のところ無し。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 行政(市・府)や農業会議、JAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集するとともに、新たな担い手の掘り起こしのため農業体験等を実施し、担い手候補の確保に努める。また、担い手が継続して営農できるように、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援などの取組みの展開を検討する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 経営規模が大きくなると繁忙期に労働力の不足が生じ、適期収穫作業を逸することもなるため、農業支援サービスを行う事業体の情報を集約し、地域内で共有することで、労働力不足により農作業委託の必要性を感じている耕作者が積極的に活用できる環境整備に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

<p>【選択した上記の取組方針】</p> <p>①有害鳥獣の被害を受けやすい農地においては防除柵を設置する。</p> <p>⑤柿を中心とした果樹等の農業の展開を進める。</p> <p>⑧農道や用排水路等について未整備の個所は整備し、既設の設備等については維持管理のしやすいよう整備を進める。</p>
